

# [自動車保管場所届出書]の記載例

埼玉県警察本部

自動車検査証を見ながら正確に記入する。  
 数字とアルファベットを明瞭に区別して記入する。  
 (要注意 1とI、0とD、9とP、2とZ、8とB、VとU)  
 なお、車台番号欄については左詰めで記入し、アルファベットには下欄にチェックして下さい。

軽自動車の保管場所を初めて届出する場合は「新規」に、それ以外は「変更」に〇印を付けて下さい。

軽自動車の届出の場合は「軽」に、それ以外の登録自動車の場合は「登録」に〇印を付けて下さい。

センチメートル(cm)単位で右詰めに記入する。(ミリ単位は切り捨てる)

個人の場合は住所を記入する。法人格の場合は事務所の所在地。(※届出者住所欄と異なる場合は、原則本拠の位置であることを疎明する資料(公共料金の領収書など)の提出が必要になります。)

駐車場の所在地を住居表示で記入する。(住居表示がない場合は直近の住居表示)

保管場所変更届の場合は、変更前の保管場所を( )内に記入する。

届出書の「備考欄4」を参照し、該当する場合に9桁の標章番号を記入する。

警察署に提出する日を和暦で記入する。

個人の場合は住民票又は印鑑証明と一致する住所・氏名を記入する。(本人による署名の場合は押印を省略することができます。)

法人格の場合は、登記簿又は印鑑証明と一致する所在地・法人名・代表者名を記入する。(法人の場合は押印の省略ができません。法人として通常使用する印鑑を押印して下さい。)

3枚とも押印する。(簡易式スタンプ印鑑は不可)

昼間、連絡をとることがありますので、届出者欄以外に連絡先があれば記入する。

自動車保管場所届出書(新規・変更)			自動車登録の区分	登録(軽)
車名	型式	車台番号(左詰めで記入)		自動車の大きさ
000	E-GS130	G S 1 3 0 - 7 0 4 4 3 0 5 2 <small>(アルファベットには下欄にチェックして下さい)</small>		長さ 3 3 9 センチメートル 幅 1 4 7 センチメートル 高さ 1 7 1 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(00マンション105号室)			
自動車の保管場所の位置	埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目11番21号(00駐車場No.5)		駐車場管理番号	
※ 保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。				
〇〇 警察署長 殿			平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	
〒 330-0063				
住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(00マンション105号室)				
届出者(フリガナ) ニ ホン タ ロウ				
氏名 日 本 太 郎				
電話 〇〇〇 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇〇 番				

- 申請内容に疑義がある場合には他の書類の提出を求める場合があります。
- 訂正箇所には、申請者印鑑の訂正印を押印(署名による申請で押印がない場合は、申請者が署名)してください。
- なお、申請後の訂正の場合は、再申請をしていただく場合があります。
- 三枚目に手数料に相当する額の県証紙を貼ってください。
- この書類は警察署窓口にもあります。

申請の車の登録(車両)番号を必ず記入してください。

この欄は保管場所の自動車の増減を確認するものです。

保管場所の土地又は建物の所有者で該当するところに〇印をする。

届出者欄以外の連絡先がある場合に記入する。

届出の登録(車両)番号  
大宮50か1234

増車	旧車の登録番号及び車台番号
代替	大宮500か5678 AB12-3456

保管場所の所有者  
自己 (他人) 共有 (自己以外)

連絡先

## 増車に〇印をする場合

この申請によって保管場所の収容台数が増加する場合。(登録番号及び車台番号は記入しない)

## 代替に〇印をする場合

この申請によって保管場所の収容台数が変わらない場合。(出す車の登録番号及び車台番号を記入する)

## 添付書類

- ▲ 自己の場合 → 自認書を添付する。
- ▲ 他人の場合 → 使用承諾書又は契約書の写しを添付する。(親子間、夫婦間は他人とします。)
- ▲ 共有の場合 → 関係者の使用承諾書を添付する。